## 都市計画法第 36 条工事完了届出書類等一覧

No	書類区分	作 成 要 領 等		
1	工事完了届出書	省令別記様式第4を使用してください		
2	委任状 [署名又は記名押印のあるもの]	代理人に手続を委任する場合に提出してください ただし、許可申請時に提出している場合、提出の必要はありません 代理人の〒番号、住所、氏名、電話番号 及び FAX番号を記載してください ※ 法人の場合は、担当者の氏名も記載してください		
3	開発行為(変更)許可書の写し	※ 伝人の場合は、担目有の氏名も記載してくたさい		
3	加元日荷 (久文/ 町刊音の子し	許可後に開発区域内の土地に分合筆があった場合に提出してください		
4	開発区域内の土地の公図の写し	確定測量図に対応したもの(発行後3ヶ月以内の証明原本又はその写し)を提出してください ※ 写しには、転写場所、転写日及び転写者の氏名を記載してくださいただし、登記情報提供サービスで取得したものにあっては、取得方法、取得日、方位、縮尺及び取得者の氏名を記載してください		
5	案内図(付近見取図)	都市計画図、住宅地図等(縮尺 1/2,500 以上)に開発区域の区域を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください		
6	確定測量図	図面の縮尺は許可申請時の地積測量図と同程度とし、作成者の氏名を記載して ください		
	(1)土地利用計画図	許可時から内容に変更(変更許可又は変更届出を要しないものに限る)がある場合は、変更前と変更後の図面をそれぞれ提出するか、又は、変更の内容を図面の余白に記載してください		
7	計 図 無 (2)給排水施設計画平面図	開発区域の面積が 1,000㎡以上の場合に提出してください ただし、給水施設計画平面図にあっては、自己居住用の場合、提出の必要はあ りません		
	来   (2)和弥小旭故引画于面因   用   可   `	許可時から内容に変更(変更許可又は変更届出を要しないものに限る)がある場合は、変更前と変更後の図面をそれぞれ提出するか、又は、変更の内容を図面の余白に記載してください		
	(共通事項)	各図面の縮尺は許可申請時と同程度とし、それぞれ図面のタイトル、方位、縮 尺及び作成者の氏名を記載してください		
8	工事写真	工事期間中に記録・保管した工事写真を提出するか、又は、完了検査時に持参してください  → 裏面「工事写真の標準的撮影項目」参照  ※ 工事写真の提出又は提示がない場合、不可視箇所の確認に代えて、別途調査報告書等の提出を指示することがあります		
9	開発行為(変更)許可申請書類の副本	許可申請時の書類(「許可」又は「変更許可」のスタンプが押印されたもの)を 完了検査時に持参してください		
10	その他検査上必要と認める書類	届出書類の受付後にも完了検査を行った上で追加書類の提出を指示することが あります		

- 注1. この表は、届出書類等とこれに最低限必要な記載事項等を一覧にまとめたものであり、上記の記載事項以外の事項についても記載が必要な場合には完了検査を行った上で補正を指示することがあります
- 注2. 工事完了届出書及び添付図書(工事写真を除く)は、正・副2部を提出してください
- 注3. 様式は、市公式ウェブサイトからダウンロード可(☞ 検索サイトで「桜川市 開発許可」で検索)

## 【留意事項】

完了検査を円滑に行うために、以下の3点に留意してください

- ① 工事完了届出書の提出前に、必ず現地を確認し、許可時の計画と相違なく施工されているか点検してください この際、許可時の計画と異なる施工があった場合は、変更手続の必要性について必ず担当窓口(建設部都市整備課)に確認 してください
- ② 開発区域の面積が 1,000㎡以上の場合、完了検査には届出者(代理人に手続を委任している場合は、当該代理人)又は工事施行者の立会いを求めているので、工事完了届出書の提出時に日程調整をお願いしますなお、完了検査の実施日は、毎週火曜日を定例としています
- ③ 法手続上、建築確認の完了検査や消防署の検査は、開発行為の完了検査に先立って進めても差し支えありませんが、それは開発行為の完了検査に合格することを保障するものではありません

## 工事写真の標準的撮影項目

開発行為に関する工事期間中は、施工状況の写真を記録・保管することが義務付けられています (\*1) 施工状況の写真は、完了検査時に目視で確認できない箇所について提出又は提示を求めることがあります (\*2) この際、写真の提出又は提示がないときは、不可視箇所の確認に代えて、別途調査報告書等の提出を指示すること があります

次の表を参考として、工程ごとに施工状況の写真を適切に記録・保管してください(※3)

- ※1. 桜川市都市計画法の規定による開発許可等の手続を定める規則第16条
- ※2. 給水施設の写真は、自己居住用の場合提出不要です
- 雨水浸透桝の写真は必ず提出してください
- ※3. 写真は、撮影箇所、寸法等が確認できるように撮影してください

区分	標準	内 撮	影	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
共	■ 共通事項					
通	□ 写真の撮影箇所及び撮影方向を示した図面		材料等の力	- - 人荷時の状況(品名、規格等)		
	■ 給水施設 (自己居住用の場合提出不要)	_	131113 . 2	114 A - MADE (199 EL MADE A)		
	□ 給水管の布設状況(管径、材質等)		埋め戻し状	大況		
	■ 汚水・雑排水処理施設	_				
	 □ 桝の施工状況		管の施工場	<b>大況(床付け、配管のサイズ、埋め戻し等)</b>		
	■ 浄化槽	_	<u> </u>	The Children Card of the Card		
		(さ)	施工状況	(埋め戻し、砕石等)		
	■ 雨水排水管		72-7102	(32 > ))( 2 ( )) ( ) ( )		
給	□ 桝の施工状況		管の施工場	<b>大況(床付け、配管のサイズ、埋め戻し等)</b>		
不口	■ 貯留浸透施設			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
排	□ 施設全体の大きさ(掘削の状況:幅×長さ×深さ	()	透水シート	への施工状況		
	□ フィルター層の施工状況	_		~ <del>_</del>		
水	く □ 野留施設(砕石、トレンチ等)の施工状況(出来形の状況:幅×長さ×深さ)					
施	AT AT IL-TO					
	□ 施設全体の大きさ(掘削の状況:幅×長さ×深さ	(3)	透水シート	への施工状況		
設	□ 砕石トレンチ等の施工状況		フィルター	一層の施工状況		
	□ 入れ替え層の施工状況		保護壁が1	l m以上の工作物の場合は擁壁に準じた写真		
	■調整池					
	□ 施設全体の大きさ(掘削の状況:幅×長さ×深さ	(3)	オリフィス	マ・余水吐の大きさ		
	□ 保護壁が1m以上の工作物の場合は擁壁に準じた	写真				
	■ 雨水浸透桝 <b>(提出必須)</b>					
	□ 施設全体の大きさ(掘削の状況:幅×長さ×深さ	()	透水シート	への施工状況		
	□ フィルター層の施工状況		砕石の施工	口状況		
	■ 切土工事					
\#	□ 切土厚の測定状況		地滑り抑止	上杭等の設置状況		
造	■ 盛土工事					
成	は □ 切株、雑草及び腐しょく土の除去状況 □ 盛土厚の確定状況					
	□ 段切りの施工状況(地盤勾配20%以上かつ高さ					
	□ 転圧状況及び地滑り抑止杭等の設置状況		地下排水清	<b>孝の施工状況(地下浸透水が生じる場合)</b>		
	■ 共通事項					
	□根伐り底の状況		基礎の施工			
	□ 地業(杭(材種、長さ、径、継手等)、地盤改良					
擁	□ 止水コンクリートの施工状況(厚さ5cm以上)	_				
19年	□ 水抜き穴の設置状況		2次製品の	)施工状況(寸法等)		
	■ RC造	_	Aut data			
壁	□ 配筋の状況(鉄筋の径、ピッチ等)		鉄筋のかる	ぶり(4 cm以上(底盤は6 cm以上))		
	□型枠の施工状況					
	■間知石練積み造その他練積み造			(0.0 N.I.)		
	□ 擁壁の下端部分の施工状況(下端部の厚さ)		控え長さ	(30㎝以上)		
	□ 胴込及び裏込コンクリートの施工状況					
消	■ 防火水槽	-)	担保が序の	TK41/C		
防	□ 施設全体の大きさ(掘削の状況:幅×長さ×深さ □ 地業(杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧等)の		根伐り底の出			
水				兄(鉄筋の径、ピッチ等) 、,, (禁		
利	□ 出来形(内法寸法40㎡以上) □ 水張りの状況		既製品ラ〜	ンル寺		
	□ が旅りの状况 ■ 道路工事					
道	■ <b>追昭工事</b> □ 道路側溝等の施工状況					
路	<ul><li>□ 道路の舗装状況(下層路盤、上層路盤の材料、厚</li></ul>	<b>『</b> さ及7ド転圧	状況 並びに	<b>舗装仕上げの厚</b> な)		
		- C / C #4/上		HIN タストル・フィンナ C /		